地方独立行政法人埼玉県立病院機構 入札・契約の過程及び入札参加停止措置等に関する不服対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構(以下「法人」という。)が 発注する入札・契約の過程及び「地方独立行政法人埼玉県立病院機構入札参加停止 措置 要綱」(以下「措置要綱」という。))に基づく措置について不服がある場合に、 その苦情の取扱いについて必要な事項を定める。

(対象となる案件及び措置)

- 第2条 この要領の対象となる案件は、次に掲げるものとする。ただし、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の政府調達に係る規定(以下、「日欧協定」という。)の適用を受ける調達、予定価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。)が250万円を超えない建設工事又は100万円を超えない物品等は除く。
 - (1) 一般競争入札による案件
 - (2) 指名競争入札による案件
 - (3) 随意契約による案件
 - (4) 総合評価方式による案件
 - (5) 低入札価格調査を行う案件
- 2 この要領の対象となる措置(以下「入札参加停止措置等」という。)は、地方独立 行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第3条第1項に規定する入札の参加 資格者を有する者に対して行う次に掲げるものとする。
 - (1) 措置要綱第3条に基づく入札参加停止の措置
 - (2) 措置要綱第11条に基づく警告の措置

(苦情申立ての方法等)

- 第3条 不服のあるときは、苦情申立書(様式第1号)を持参又は郵送により提出することにより、苦情申立てをすることができる。
- 2 苦情申立てができる者、苦情申立てができる事項、苦情申立てができる期間及び 苦情申立書の提出先は別表1のとおりとする。
- 3 建設工事共同企業体による苦情申立ては、建設工事共同企業体名を冠とし構成員 全員の連名により行う。

(苦情申立ての相手方)

- 第4条 苦情申立ての相手は次に掲げる者とする。
 - (1) 第2条第1項に関するときは、発注機関の長
 - (2) 第2条第2項に関するときは、理事長 (苦情申立てについての周知)
- 第5条 苦情申立てができることの周知を次のとおり行う。

- (1) 一般競争入札にあっては、入札公告に別表1に掲げる苦情申立てができることを記載する。
- (2) 指名競争入札にあっては、法人ホームページに別表1に掲げる苦情申立てができることを掲載する。
- (3) 随意契約にあっては、法人ホームページに別表1に掲げる苦情申立てができることを掲載する。
- (4) 総合評価方式による入札にあっては、入札公告に別表1に掲げる苦情申立てができることを記載する。
- (5) 低入札価格調査にあっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められ落札者としない旨の通知に、別表1に掲げる苦情申立てができることを記載する。
- (6) 入札参加停止措置等にあっては、入札参加停止措置等の決定通知に、別表1に 掲げる苦情申立てができることを記載する。

(苦情申立てへの回答)

- 第6条 理事長又は発注機関の長は苦情申立書を受理した日の翌日から起算して7日(埼玉県の休日を定める条例(平成元年埼玉県条例第3号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に苦情申立てに対する回答書(様式第号。以下「回答書」という。)により回答する。ただし、多数の苦情申立てがあるときその他やむを得ない事情があるときは、回答期限延長通知書(様式第3号)により回答期限を延長できる。
- 2 前項の規定により回答したときは、速やかに苦情申立書及び回答書の写しを副理 事長に送付する。

(苦情申立ての却下)

- 第7条 理事長又は発注機関の長は、苦情申立てが第2条の要件を欠くとき又は申立期間の徒過その他客観的かつ明白に苦情申立ての事由を欠くと認められるときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内にその申立てを却下することができる。
- 2 苦情申立ての却下は、申立者に対して苦情申立却下通知書(様式第4号)により 通知する。
- 3 発注機関の長は、前項の規定により通知したときは、速やかに苦情申立書及び苦情申立却下通知書の写しを副理事長に送付する。

(対応結果の公表)

- 第8条 理事長又は発注機関の長は、申立者に回答を行ったとき又は申立てを却下したときには、苦情申立書及び回答書又は苦情申立却下通知書の写しを、閲覧による方法等により速やかに公表する。
- 2 前項の公表期間は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

(入札手続の執行)

- 第9条 苦情申立て及び再苦情申立ては、入札並びに契約手続きの執行を妨げない。 附 則
- 1 この要綱は、本部医事・契約・訟務担当が所管する。
- 2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1

苦情申立てができる者	苦情申立てが	苦情申立てができる期間	苦情申立書の提出先
	できる事項		
一般競争入札において、	当該入札の参	一般競争の参加資格がないと	
入札参加資格の確認の	加資格がない	通知された日の翌日から起算	
結果、参加資格がないと	とされた理由	して7日(埼玉県の休日を定め	
された者		る条例 (平成元年埼玉県条例第	
		3号)第1条に規定する県の休	
		日(以下「休日」という。) を含	
		まない。)以内	
指名競争入札において、	当該入札にお	指名業者名を公表した日の翌	発注機関
建設工事等の種類に対	いて指名され	日から起算して7日(休日を含	
する業種区分に登録の	なかった理由	まない)以内	
ある有資格業者で、当該			
入札に係る発注金額に			
応じた等級の格付けを			
有する者			
随意契約において、当該	当該契約の相	随意契約の相手方を公表した	
契約に係る建設工事の	手方を選定し	日の翌日から起算して7日(休	
種類に対応する業種区	た理由	日を含まない) 以内	
分に登録のある有資格			
業者			
総合評価方式による入	落札者となら	総合評価方式による入札結果	
札において、落札者とな	なかった理由	を公表した日の翌日から起算	
らなかった者		して7日(休日を含まない)以	
		内	
低入札価格調査の結果、	当該調査の対	低入札価格調査の結果、当該契	
落札者(落札候補者を含	象となった入	約内容に適合した履行がなさ	
む)となることが予定さ	札価格では契	れないおそれがあると認めら	
れていた者が、当該契約	約の内容に適	れ、落札者としない旨の通知を	
内容に適合した履行が	合した履行が	受けた日の翌日から起算して	
なされないおそれがあ	なされないお	7日(休日を含まない)以内	
ると認められ、落札者と	それがあると		
しない旨の通知を受け	認められた理		
た者	曲		

入札参加停止措置等を	入札参加停止	入札参加停止措置等の通知を	理事長
受けた者	措置等を受け	受けた日の翌日から起算して	
	た理由	7日(休日を含まない)以内	

苦 情 申 立 書

○○ 年 月 日

(理事長又は発注機関の長) あて

住 所 商号又は名称 代表者氏名

- 1 対象工事名又は措置
- 2 不服のある事項
- 3 苦情申立ての根拠

注:この申立書は、回答書又は却下通知書とともに公表されます。

苦情申立てに対する回答書

O	号		
$\bigcirc\bigcirc$	年	月	日

様

理事長又は発注機関の長

○○ 年 月 日付けで申出があった件について下記のとおり回答します。

記

- 1 対象工事名又は措置
- 2 不服のあった事項
- 3 苦情申立ての根拠
- 4 回 答
- 5 担 当

5 担 当

		回答期限延長	通知書				
				0 09	第 年	月	号日
		様					
				理事長又	又は発注	主機関の	の長
	○○ 年 月 長します。	日付けで申出があっ	た件につい	って下記の	りとおり) 回答	期限を
		記					
1	延長前の回答期限 ○○ 年 月	Ħ					
2	延長後の回答期限 ○○ 年 月	Ħ					
3	延長日数 日間(休日	日間を含めない)					
4	延長理由						

苦情申立却下通知書

0 0	第		号
$\bigcirc\bigcirc$	年	月	日

様

理事長又は発注機関の長

○○年 月 日付けで申出があった件について下記のとおり却下します。

記

- 1 対象工事名又は措置
- 2 不服のあった事項
- 3 苦情申立ての根拠
- 4 却下した理由
- 5 担 当